



人権週間特集号

荒川区

☎(3802)3111

FAX(3802)6262

http://www.city.arakawa.tokyo.jp/

http://www.city.arakawa.tokyo.jp/keitai/

人権とは、誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きていくための権利です。

12月4日～10日は人権週間

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心～

人権週間事業講演会

泣いて笑った70年
～名人竿忠の
歴史をつなぐ～

日時 12月4日(金)

午後2時～4時

※開場は、午後1時30分

※直接会場へお越しください

会場 日暮里サニーホール

対象 区内在住・在勤・在学の方、
400人(当日の先着順)

内容 東京大空襲が契機となって
家業の和竿職人を目指した経緯
等について

講師 中根喜三郎氏
(江戸和竿職人・四代目竿忠)

人権を守っていくためには、地域に暮らす一人一人が
お互いを思いやり、人と人との絆を大切に温かい心
を持っていただくことが大切です。

この機会に改めて、人権の大切さや、人権の守られる
地域社会を築くために、自分ができることについて考え
てみませんか。

問合せ 総務企画課 ☎内線2271

人権パネル展

区立小・中学校の児童・生徒の
人権作品の展示等と北朝鮮人権
侵害問題啓発週間パネルを展示
します

期間 12月4日(金)～10日(木)

会場 荒川さつき会館
午前9時～午後5時

会場 南千住図書館
時間 (火)～(土)午前9時30分～午後7
時30分、(日)午前9時30分～午
後5時(7日(月)・10日(木)は休館)

入場料 無料

人権週間強調事項(平成27年度法務省制定)

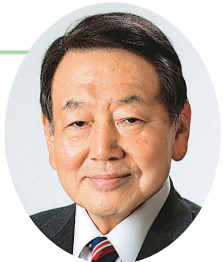
- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にする心を育てよう
- 障害のある人の自立と社会参加を進めよう
- 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

12月10日～16日

北朝鮮人権侵害 問題啓発週間

平成18年6月、「拉致問題その
他北朝鮮当局による人権侵害問題
への対処に関する法律」が施行さ
れ、北朝鮮人権侵害問題啓発週
間が定められました。拉致問題そ
他の北朝鮮当局による人権侵害
問題についての関心と認識を深め
ましょう。

▶戦後70年の節目に寄せて



荒川区長・特別区長会会長
にしがわ たいいちろう
西川 太一郎

多数の尊い命が失われた先の大戦の終結から70年。我が国は、国民一人一人のたゆまぬ努力により、幾多の困難を克服し、世界に類を見ない速さで発展を遂げてきました。戦争を知らない世代が増え続ける中で、今日のこの豊かで平和な社会が、先の大戦で亡くなられた多くの方の尊い犠牲を礎としていることを、私たちは忘れてはなりません。荒川区をはじめ、日本各地で戦没者を追悼する式典が毎年続けられていることは、平和への誓いを新たにするといいことから、極めて意義深いことです。今から20年前の平成7年、戦後50年を契機に、荒川区は「平和都市宣言」を行い、永遠の平和を願う心をつなぐまちを目指してきました。しかし、今なお世界各地では、依然として地域紛争やテロ等が後を絶たず、多くの人が傷つき苦しんでいます。平和の実現のためには人権の保障が必要であり、平和の実現なくして人権は保障されません。区民の皆さまには、戦後70年の節目に、改めて平和と人権について考えていただきたいと思います。そして、皆さまと力を合わせ、明日の世代に平和の大切さを伝え、誰もがお互いを尊重し合える、あたたかい地域社会「あらかわ」をつくって参りますので、一層のお力添えをお願いします。

人権擁護委員の活動を紹介します

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、区民の皆さんに人権を尊重することの大切さについて理解を深めて頂くための普及啓発や、人権相談に応じる等の活動を行っています。

問合せ 総務企画課 ☎内線 2 2 7 1

普及啓発活動

全国中学生人権作文コンテスト東京都大会

法務省等は、全国中学生人権作文コンテストを実施しています。平成27年度は、人権擁護委員による選考の結果、第四中学校3年・藤原彩花さんの「いじめと向き合う」が荒川区代表作品として推薦され、東京都大会で作文委員会賞を受賞しました。

子どもたちの人権メッセージ発表会

9月12日に品川区で開催された、東京法務局等主催「子どもたちの人権メッセージ発表会」で、荒川区代表として第二峡田小学校4年・手塚凰輔さんが落ち着いてしっかりと下のメッセージを発表しました。



第二峡田小学校4年 手塚凰輔さん

人権メッセージ 「やればできる」

友達と遊んで帰る途中に、地図の前でウロウロしている人がいた。道に迷っている様だった。僕は「どうしましたか」と声をかけようと思ったが、足が動かなかった。なさけない。いつも人のために何かをしたいと思っていたけど、恥ずかしさが大きくなってしまっ

て自転車で行ってしまった。友達の家に向かう時や、遊んでいる時も、モヤモヤが取れなかった。家に帰ってきてから、心の中で今日あったことを考えてみた。見て見ぬふりをしてよかったのだろうか。もし次に困っている人がいたら、声をかけようと思っただけ、はたしてできるだろうか。(中略)

それから3日後、地図の前で顔を上下させている人がいた。このモヤモヤを取るためにも、勇気を出して近づいてみた。話しかけようと思った時、「花の木児童館って知ってる」と、僕にたずねてきた。たぶんあそこのことかなと思って「この道です」と言った。その人から「ありがとう」と言われた。今まであった心のモヤモヤがなくなり、うれしさを感じた。

人のために何かをやると心が落ち着く。困った人を一人でも助けることが、今僕ができる人権の第一歩だと思う。これからもう一歩一歩頑張っていこう。

人権の花運動

種まきや水やり等の作業を協力して花を育てたり、人権擁護委員から人権の大切さ等の話をしたりして、小学生に命の大切さや、相手への思いやり等、豊かな人権感覚を身に付けてもらうために実施しています。

● 人権の花を育てたよ (汐入小学校2年・辻美和さん)

四月の終わり頃に人権の花を育てました。先生が「日日草を育てます」といった時とてもうれしかったです。

種を植えた時、私は早く大きくなってほしいと思いました。人権の花をいろんな人が大切にしているなんて、初めて知りました。私は先生の話聞いて、一人一人が大切にされることは良いことだと思います。人権は大切だと思います。(中略)

夏休みが終わった頃、私は花が咲いたとも知らずに通り過ぎたら、きれいなピンクの花が咲いていました。私が見とれていると、先生が「昨日咲いたのよ」と言ったのでびっくりしました。あんなに小さかった芽が、こんなにきれいな花になったなんてびっくりでした。

最後みんなで写真を撮りました。みんなで協力して育ててよかったなと思いました。花も人も大切に育てたら、きっときれいな花が咲くのだと思います。私も周りの人を大切に、みんなで仲良く暮らしていきたいです。



● 人権の花 (第二峡田小学校2年・布施仁規さん)

僕は、毎日学校に来るたびに、人権の花(日日草)に水をあげています。

最初は、水やりの仕方がよくわからず水がもれていただけ、今はもう大丈夫です。

休日が続くと、人権の花(日日草)が少ししぼんでしまいます。せっかくもらった花だから、あまりしぼまないようにたくさん水をあげようと思います。

今度は、よりいい花を咲かせたいです。



相談活動

荒川区の人権擁護委員は、人から嫌がらせや差別を受けたり、人権を侵害されたりして困っている方の相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守します。

日時 第2(木)午後1時30分～3時30分(予約制) 問合せ・予約 総務企画課 ☎内線 2 2 7 1

区内の人権擁護委員

- ▶ 大家 康子
- ▶ 松熊 貴代
- ▶ 高田 正道
- ▶ 宇津井 洋子
- ▶ 村井 泰雄
- ▶ 上原 章
- ▶ 鈴木 文男
- ▶ 榊 真理子
- ▶ 小林 美奈子
- ▶ 新田 知子

「人権こそ最高の宝物！」 人権擁護委員・高田正道氏

「人権」と聞いて皆さんは何を最初に思い浮かべるでしょうか？人権侵害、人権活動、基本的人権の尊重等、さまざまな用語や語句に「人権」という単語が使われています。小学生の頃から、人権の意味を学習し、一生関わっていく事柄だと思います。

「基本的人権の尊重」とは、人間が人間らしく生活するために、生まれたときから持っている権利です。そしてこの権利は侵すことのできない永久の権利として、日本国憲法で保障されています。一方、世界では、基本的人権の尊重がなされていない国もあります。私たちは、この素晴らしい権利を享



受できる幸福に、感謝しなければなりません。もし、この基本的人権の尊重を阻害されている人がいたなら、私たち人権擁護委員は、その阻害を取るべく行動を起こします。これが人権擁護委員の仕事です。このほか人権擁護委員の仕事には、人権普及啓発活動があります。区内の小中学校では、「人権の花運動」、「人権メッセージ」発表会を実施しています。区内の中学校では、「全国中学生人権作文コンテスト」へ参加し、人権の尊重を考える啓発活動を行っています。人権問題で悩んでいる方の相談活動も実施しております。学校内のいじめ、家庭内のDV、職場内のパワハラ、男女間のセクハラ行為、いずれも重大な人権問題です。私たち人権擁護委員は皆様の問題解決に向けて、お手伝いさせていただきます。

人権に関する相談機関

人権全般の相談

- ▶ 東京都人権プラザ (月)～(金)午前9時～午後5時 ※(火)は午後8時まで ☎(3871)0212
- ▶ 東京法務局常設相談所 (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分 ☎0570(003)110

子どものための相談

- ▶ 子ども家庭支援センター (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分 ☎(3805)5523

- ▶ 教育センター教育相談室(電話相談) (月)～(金)午前9時～午後5時 ☎(3801)4338

- ▶ 荒川区子どもの悩み110番 (月)～(金)午前9時～午後5時 ☎0120(136)110

- ▶ 子どもの人権110番(東京法務局人権擁護部内) (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分 ☎0120(007)110

夜間人権ホットライン (弁護士による法律相談)

- ▶ 公益財団法人東京都人権啓発センター 12月10日(木)午後5時～8時 ☎(5808)0906 ☎(5808)0907

法律相談

- ▶ 区民相談所(区役所3階)・人権に関する法律相談 第3(火)午後1時～4時(予約制) ☎内線 2 1 4 5

高齢者のための相談

- ▶ おとしよりなんでも相談(区役所2階高齢者福祉課内) (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分 ☎内線 2 6 7 5

障がい者のための相談

- ▶ 障害者福祉課(区役所1階) (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分 ☎内線 2 6 8 5
- ▶ 荒川たんぼぼセンター(心身障害者福祉センター) (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分 ☎(3891)6824

- ▶ 支援センターアゼリア(荒川区精神障害者地域生活支援センター) 第3(木)を除く午前9時～午後7時 ☎(3819)2343

アクト21ところと生き方・DVなんでも相談(予約制)

- (火)・(金)午前10時～午後4時 ※第1(木)は午後5時～8時、第2・3(金)は午後2時30分～8時 ☎(3809)2890

犯罪被害者等のための相談

- ▶ 公益社団法人被害者支援都民センター (月)・(木)・(金)午前9時30分～午後5時30分 (火)・(水)午前9時30分～午後7時 ☎(5287)3336